

アイルランド

意匠法

2001年11月27日法律第39号

目次

- 第1部 序則及び総則
 - 第1条 略称及び施行
 - 第2条 解釈
 - 第3条 経費
 - 第4条 経過規定及び廃止
 - 第5条 罪の起訴
 - 第6条 法人による罪
 - 第7条 パートナーシップの構成員による罪
 - 第8条 通知の送達
 - 第9条 手数料
 - 第10条 国会両院への規則の提出
- 第2部 意匠登録
 - 第1章 登録可能な意匠
 - 第11条 登録可能な意匠
 - 第12条 新規性
 - 第13条 個別の特徴
 - 第14条 保護要件
 - 第15条 先の意匠との抵触
 - 第16条 技術的機能により決定される意匠及び相互接続意匠
 - 第2章 意匠の創作者権及び所有権
 - 第17条 意匠の所有権
 - 第18条 意匠の共有権
 - 第19条 意匠の創作者の取扱い
 - 第3章 登録手続
 - 第20条 所定の様式による出願
 - 第21条 登録を拒絶する長官の権限
 - 第22条 財産権としての意匠登録出願
 - 第23条 出願のみなし放棄
 - 第24条 分類
 - 第25条 出願日
 - 第26条 優先権
 - 第27条 優先権の主張
 - 第28条 優先権の効果
 - 第29条 登録日
 - 第4章 意匠登録簿
 - 第30条 意匠登録簿
 - 第31条 登録証

- 第 32 条 登録の公告及び公告の延期
- 第 33 条 登録簿の修正を裁判所に申請する権利
- 第 34 条 登録簿の修正を長官に申請する権利
- 第 35 条 登録簿修正の効力
- 第 36 条 記載への新分類の適用
- 第 37 条 誤りを訂正する長官の権限
- 第 38 条 意匠登録簿の閲覧
- 第 39 条 情報を受ける権利
- 第 40 条 登録意匠における権利の存在に関する情報
- 第 41 条 譲渡，ライセンス等の登録及び公告
- 第 5 章 登録の効果
- 第 42 条 意匠権
- 第 43 条 保護期間
- 第 44 条 意匠権の回復
- 第 45 条 意匠権回復の命令の効果
- 第 46 条 意匠権の放棄
- 第 47 条 登録の無効
- 第 6 章 意匠権保護の例外
- 第 48 条 許される行為
- 第 49 条 強制ライセンス
- 第 50 条 先使用
- 第 7 章 意匠権の侵害
- 第 51 条 意匠権の侵害
- 第 52 条 意匠権の二次的侵害
- 第 53 条 二次的侵害：侵害手段の提供
- 第 54 条 侵害製品及び物品の意味
- 第 8 章 救済
- 第 55 条 争われた登録の有効性の証明書
- 第 56 条 根拠のない威嚇
- 第 57 条 登録所有者による訴訟の対象となる侵害
- 第 58 条 無知の侵害
- 第 59 条 侵害訴訟における損害賠償の裁定
- 第 60 条 ライセンスに関する約束
- 第 61 条 民事事件における引渡命令
- 第 62 条 地方裁判所に対して侵害製品又は物品の押収を求める申請
- 第 9 章 排他的実施権者の権利及び救済手段
- 第 63 条 排他的実施権者の権利及び救済手段
- 第 64 条 並存する権利の行使
- 第 10 章 実施権者の権利と救済手段
- 第 65 条 実施権者の権利と救済手段
- 第 11 章 罪

- 第 66 条 罪
- 第 67 条 登録簿への虚偽記載
- 第 68 条 虚偽表示
- 第 69 条 刑事手続における引渡命令
- 第 70 条 刑事事件における捜索と押収
- 第 12 章 引渡しと処分
- 第 71 条 引渡命令を受けることのできる期間
- 第 72 条 侵害製品又は物品の処分に関する命令
- 第 13 章 輸入禁止規定
- 第 73 条 侵害製品又は物品は輸入禁止品として扱われる
- 第 74 条 歳入管理官の規則を定める権限
- 第 14 章 意匠権の消尽
- 第 75 条 意匠権の消尽
- 第 15 章 譲渡及びライセンス許諾
- 第 76 条 譲渡
- 第 77 条 排他的ライセンス
- 第 78 条 登録意匠についてのライセンス許諾
- 第 16 章 国際協定
- 第 79 条 ヘーグ協定のジュネーヴ法
- 第 17 章 長官又は裁判所における手続
- 第 80 条 長官の裁量権の行使
- 第 81 条 費用及び費用の担保
- 第 82 条 長官に対する手続での証拠
- 第 83 条 手続における長官の費用
- 第 84 条 上訴
- 第 18 章 雑則
- 第 85 条 大臣の規則を定める権限
- 第 86 条 登録意匠についての国の権利
- 第 87 条 特権を与えられる通信
- 第 88 条 代理人の要件
- 第 89 条 2000 年著作権及び関連権利法の修正
- 附則 1(第 4 条) 経過規定
- 附則 2(第 4 条) 廃止規定

第1部 序則及び総則

第1条 略称及び施行

- (1) 本法は2001年意匠法として引用することができる。
- (2) 本法は、大臣が命令により全般的に又は特定の目的に関して指定する日から施行され、また、別の目的に関し又は本法の別の条項に関して異なる施行日を指定することができる。

第2条 解釈

- (1) 本法において、
 - 「世界貿易機関を設立する協定」とは、1994年4月15日にマラケシュで調印された世界貿易機関を設立する協定をいう。
 - 「適合裁判所」とは、
 - (a) 出願に係る訴訟において請求される損害賠償又はその他の救済手段の金額が、契約又は不法行為に基づく訴訟について地方裁判所の管轄範囲であると法の定める上限金額を超えないと見込まれる場合は、地方裁判所をいい、
 - (b) 出願に係る訴訟において請求される損害賠償又はその他の救済手段の金額が、契約又は不法行為に基づく訴訟について巡回裁判所の管轄範囲であると法の定める上限金額を超えないと見込まれる場合は、巡回裁判所をいい、
 - (c) その他の場合は高等裁判所をいう。
 - 「創作者」とは、第17条に定める意味を有する。
 - 「複合製品」とは、交換可能な複数の構成部分から成る製品で分解及び再組立が可能なものをいう。
 - 「コンピュータ制作の」とは、第17条に定める意味を有する。
 - 「長官」とは、特許意匠商標長官をいう。
 - 「条約」とは、1883年3月20日にパリで調印され、その後アイルランドに効力が及ぶ議定書によって修正又は補充された産業財産の保護に関するパリ条約をいう。
 - 「条約加盟国」とは、パリ条約の当事者となっている国、領土、州又は地域でアイルランド以外のものを意味する。
 - 「理事会指令」とは、1998年10月13日に成立した意匠の法的保護に関する欧州議会及び理事会の指令第98/71/EC号をいう。
 - 「意匠」とは、製品自体又は製品の装飾の特徴、特に線、輪郭、色彩、形状、織り方又は材料の特徴から生じる製品の全体若しくは一部の外観をいう。
 - 「共同所有意匠」とは第18条に定める意味を有する。
 - 「意匠権」は、第42条に従って解釈される。
 - 「行為無能力」とは、1957年出訴制限法第48条に定める意味を有する。
 - 「出願日」は、第25条に従って解釈される。
 - 「侵害物品」とは、第54条に定める意味を有する。
 - 「侵害製品」とは、第54条に定める意味を有する。
 - 「公衆に利用可能とされた」とは、登録若しくはその他により公開されたか、又は展示され、取引で使用され若しくはその他の形で開示されたことをいう。ただし、これらの事由が欧州経済領域加盟国内で活動する関係分野の専門業界に通常の営業過程で知られ得なかったと合理的に認められる場合は除く。

「世界貿易機関加盟国」とは、世界貿易機関を設立する協定の締約国をいう。

「欧州経済領域加盟国」とは、1992年5月2日にオポルトで調印され、1993年3月17日にブリュッセルで調印された議定書で調整され、その後随時修正された欧州経済領域協定の締約国をいう。

「大臣」とは、企業通商雇用大臣をいう。

「所定の」とは、大臣の定めた規則により規定されていることをいう。

「製品」とは、工業品又は手工芸品をいい、複合製品に組み立てられることを意図した部品、容器、外装、図記号及び活字書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

「登録簿」とは、第30条に定める意味を有する。

「世界貿易機関」とは、1994年4月15日にマラケシュで調印された世界貿易機関を設立する協定によって設立された機関をいう。

(2) 本法において条、部又は附則に言及する場合、他の法律への言及を意図するとの表示その他特段の表示がない限り、本法の条、部又は附則への言及を意味する。

(3) 本法において、項、号又は目に言及する場合、他の条項を示す特段の表示がない限り、当該言及がされている条、項、号又は目への言及を意味する。

(4) 本法及び理事会指令において共通に用いられている語又は表現は、それに反する別段の意図がない限り、本法においても理事会指令における意味を有する。

(5) 本法の規定を解釈するに当たり、裁判所は理事会指令に沿った解釈を行い、このために前文を含め理事会指令の規定を考慮する。

(6) 本法において、法令に言及する場合、それは後続の法令により若しくはこれに基づいて修正又は調整された当該法令への言及と解釈される。

(7) 意匠は、次の場合は、公衆に利用可能とされたとはみなされない。

(a) 明示又は黙示の守秘条件の下に意匠が他人に開示されたという理由のみによる場合

(b) 創作者又はその権原承継人により情報が提供され又は措置が取られた結果として、ある者により当該意匠の登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前の1年以内に意匠を利用可能なものとされた場合、又は

(c) 創作者又はその権原承継人の許可なしに意匠が公衆に利用可能とされた場合

第3条 経費

本法の適用において大臣が負担する経費は、財務大臣が認可する範囲で国会の議決による資金から支払われる。

第4条 経過規定及び廃止

(1) 附則1は経過事項について効力を有する。

(2) (1)に従うことを条件として、附則2の第1部(2)欄の法律は本法により(3)欄に掲げる範囲で廃止される。

第5条 罪の起訴

1851年(アイルランド)小治安裁判所法第10条(4)に拘らず、本法に基づく罪に対する陪審によらない裁判は、罪が犯された日から12月以内にいつでも開始することができる。

第6条 法人による罪

本法に基づく罪が法人によるものであり、それが当該法人の取締役、管理職、秘書役その他の幹部職であるか又はかかる資格で行為していたか若しくはかかる資格で行為すると主張していた者の同意、黙認若しくは承認の下にされたか又はその者の過失によって引き起こされたと認定された場合、その者も当該法人と共に有罪となり、かつ、自己が当該の罪の主体である場合と同様に起訴され、処罰される。

第7条 パートナーシップの構成員による罪

(1) 本法に基づく罪がパートナーシップによって犯された場合、(3)に基づくパートナーとしての責任に影響することなく、如何なる訴訟の提起も、パートナー個人の名においてではなくパートナーシップの名においてパートナーシップに対してされる。

(2) (1)に基づいて提起された訴訟で有罪とされたパートナーシップに科せられる罰金はパートナーシップの財産から支払われる。

(3) 本法に基づいてパートナーシップが有罪とされた場合、当該の罪を知らなかったか又は当該の罪を防止する努力を行ったことが証明されたパートナー以外の各パートナーもまた有罪となり、かつ、起訴されて処罰される。

第8条 通知の送達

(1) 本法において送達又は交付を要する通知は、(2)に従うことを条件として、その関係人を名宛人として、次の何れかの方法で送達又は交付される。

(a) その者への配達

(b) その者が通常居住する宛先、又は送達を受ける宛先が届け出られている場合はその宛先での差置

(c) その者が通常居住する宛先、又は送達を受ける宛先が届け出られている場合はその宛先への料金前払郵便による郵送

(d) その者が通常居住する宛先が適切な調査によっても確認できない場合において、通知が特定の施設に関して名宛人に送達され又は交付されるべきときは、当該施設に居住し又は当該施設で雇用される 16 歳以上の者に引き渡すか又は当該施設上の又は当該施設に近い目立つ位置に掲示すること、及び

(e) 他の所定の方法で送付すること(電子式方法を含む。)

(2) 本法に基づく通知が特定の施設の所有者又は占有者たる者に送達若しくは交付されるべき場合であって、かつ、その者の名称が適切な調査によっても確認できない場合は、当該通知は、「所有者」又は場合により「占有者」の語を使用して当該の者に宛てることができる。

(3) 本条の適用上、1963 年から 1999 年までの会社法の意味での会社はその登録された事務所通常居住するものとみなされ、パートナーシップを含め他の法人、法人格のない団体はその主たる事務所又は営業所に通常居住するものとみなされる。

(4) (1)(d)により掲示された通知は、掲示後 3 月間は何人も法的権限なしに除去し、改変し、損壊し又は汚損してはならない。

(5) (4)に違反した者は、有罪となり、陪審によらない判決により 1,905 ユーロ(1,500 ポンド)を超えない罰金に処せられる。

第9条 手数料

- (1) 本法に基づく意匠の登録，登録出願その他の事項については，長官は大臣が財務大臣の同意を得て随時定める手数料を課し，かつ，これを徴収する。
- (2) 規則により，複数の事項について単一の手数料の納付を可能にする規定を定めることができる。
- (3) 長官が課すすべての手数料は，大臣が財務大臣の同意を得て決定する方法で徴収され，計上される。
- (4) 1879年官庁手数料法は本条の下に納付される手数料については適用されない。

第10条 国会両院への規則の提出

- (1) (2)の規定に従うことを条件として，本法に基づき制定される各規則はその制定後できる限り速やかに国会両院へ提出されるものとし，規則が各院に提出されてから会期中の21日以内に何れかの院が当該規則を無効とする決議を行った場合は，当該規則はそれによって効力を失う。ただし，それまでに当該規則に基づいてされた事柄の効力が損なわれることはない。
- (2) 第79条に基づいて規則の制定が提案された場合は，(1)は適用されず，第79条に基づいて制定されるべき規則の草案が国会両院へ提出され，両院がその草案を承認するまで当該規則は制定されない。

第2部 意匠登録

第1章 登録可能な意匠

第11条 登録可能な意匠

- (1) 新規で個別の特徴を有する意匠は、本法に基づき登録を受けることができる。
- (2) 意匠登録の出願人がその意匠の所有者でない場合は、当該意匠は本法に基づき登録を受けることができない。

第12条 新規性

- (1) 意匠は、その登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に、その意匠と同一の意匠が公衆に利用可能とされていない場合は、新規とみなされる。
- (2) 意匠が既に公衆に利用可能とされている意匠と重要でない細部において異なっているに過ぎない場合は、両者は同一とみなされる。

第13条 個別の特徴

- (1) 意匠は、そのユーザーに与える全体的な印象が、その登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に公衆に利用可能とされている別の意匠がユーザーに与える全体的な印象と異なっている場合は、個別の特徴を有するとみなされる。
- (2) 個別の特徴の有無を評価する場合、当該意匠を開発した創作者の開発における自由度が考慮に入れられる。

第14条 保護要件

- (1) 複合製品の構成要素となる製品に適用され若しくは組み込まれる意匠は、次に掲げる条件において新規で個別の特徴を有するとみなされる。
 - (a) 複合製品に組み込まれた構成要素たる製品が、当該複合製品の通常の使用状況の下で外部から視認可能である場合、及び
 - (b) 構成要素たる製品の外部から視認可能な特徴がそれ自体で第12条及び第13条に掲げる新規性と個別の特徴の条件を満たす限りにおいて
- (2) 本条において、「通常の使用」とは、保守、サービス及び修理の作業を除く最終消費者による使用を意味する。

第15条 先の意匠との抵触

- (1) 先の意匠と抵触する意匠は本法に基づく登録を受けることができない。
- (2) 本条において、「先の意匠」とは、別の意匠の登録出願日後又は優先権が主張される場合は優先日後に公衆に利用可能とされ、かつ、当該別の意匠の登録出願日前又は優先権が主張される場合は優先日前に本法に基づく意匠権又は当該権利を求める出願により既に保護されている意匠を意味する。

第16条 技術的機能により決定される意匠及び相互接続意匠

- (1) 製品の技術的機能によってのみ決定されるその外観的特徴は、本法に基づいて登録を受けることができない。
- (2) 意匠が適用され若しくは組み込まれた製品が、別の製品の中に、周囲に又はそれに対し

て機械的に接続されることにより何れの製品も機能できるようにするために正確な形状と寸法で複製される必要のある場合は、かかる製品の外観的特徴は本法に基づいて登録を受けることができない。

(3) (2)に拘らず、第 12 条及び第 13 条に従うことを条件として、モジュラーシステム内での相互に交換可能な製品の組立又は接続のために用いられる意匠は、本法に基づいて登録を受けることができる。

第2章 意匠の創作者権及び所有権

第17条 意匠の所有権

- (1) 本法において、意匠に関して「創作者」とは意匠を創造した者をいう。
- (2) コンピュータ制作の意匠の場合、「創作者」とは、意匠の創造のために必要な手配を行った者をいう。
- (3) 本法において、意匠に関して「コンピュータ制作の」とは、意匠の創作者が個人でない状況でコンピュータによって意匠が創造されることをいう。

第18条 意匠の共有権

- (1) 本法において、「共同創作意匠」とは、複数名によって意匠が創造された場合において、個々の創作者の寄与度が他の1又は複数の創作者の寄与度に比べて顕著性を有さないものをいう。
- (2) 本法において意匠の創作者への言及は、共同創作意匠との関係では、当該意匠の全創作者への言及と解釈する。
- (3) 本法によって付与される権利(又は権利の特定態様)が複数名によって共有される場合、本法で用いられる登録所有者への言及は全共有者への言及を意味し、登録所有者によるライセンスの要件は全共有者によるライセンスを意味する。

第19条 意匠の創作者の取扱い

- (1) 意匠の創作者は当該意匠の最初の所有者として扱われる。ただし、意匠の創造が雇用の過程で従業者によってされた場合は、雇用契約に別段の規定が置かれていない限り使用者が当該意匠の最初の所有者とみなされる。
- (2) 意匠権が、譲渡、移転又は法の適用の何れによるかを問わず、その最初の所有者以外の者に全面的に又は最初の所有者との共有の形で付与された場合は、その者又は場合により最初の所有者及びその者が当該意匠の所有者として扱われる。
- (3) 意匠の最初の所有者が意匠の創作者でない場合は、当該創作者は登録出願及び登録簿において創作者として引用される権利を有する。

第3章 登録手続

第20条 所定の様式による出願

- (1) 登録できる意匠の所有者であることを主張する者は、所定の様式と方法により、本法に基づく意匠登録を長官に出願することができる。
- (2) (3)及び(4)に従うことを条件として、(1)に基づいてされる登録出願は、登録前はいつでも、出願人が請求し、かつ、長官の承認を得て修正することができる。
- (3) 本条に基づく意匠登録出願の修正が当該意匠の同一性に影響を及ぼす場合は、長官は修正を承認しない。
- (4) 本条に基づく意匠登録出願の修正がされた場合は、従前の出願日が維持される。

第21条 登録を拒絶する長官の権限

- (1) 次の場合、長官は意匠登録出願を拒絶することができる。
 - (a) 当該意匠が公序良俗に反する場合
 - (b) 当該意匠が2000年著作権及び関連権利法に基づく著作権侵害を構成する場合は、著作権者の請求又は長官自らの判断によって、又は
 - (c) 当該意匠が1996年商標法第9条、第62条又は第63条によって登録適格を欠くこととなる何らかのものより成るか又はそれを含む場合は、当該意匠の使用によって影響を被る者の請求又は長官自らの判断によって
- (2) (1)に基づいて意匠登録出願が拒絶された場合において、意匠が修正され、修正後の様式が本法の意匠登録要件を充足し、かつ、意匠の同一性が維持されるときは、長官は修正後の意匠の登録を認めることができる。
- (3) 本条に基づく意匠登録出願の修正が行われた場合は、従前の出願日が維持される。

第22条 財産権としての意匠登録出願

- (1) 意匠登録出願は、動産である。
- (2) 第18条、第41条、第76条、第77条及び第78条は、必要な修正を加えて、それらが意匠権に関して適用されるのと同様に意匠登録出願に関して適用される。
- (3) 第41条において、意匠登録出願に係る取引に関する限り、登録簿への詳細の記載及び登録簿への詳細記載申請への言及は、当該詳細の長官への通知を意味するものと解釈される。
- (4) 大臣は、(3)に述べる通知に続いて取るべき手続を定める。

第23条 出願のみなし放棄

出願人の側の過失又は懈怠により、所定期間内に登録を可能とするように整えられなかった出願は放棄されたものとみなされる。

第24条 分類

- (1) 意匠は、登録の目的で、所定の分類システムに従って分類される。
- (2) 意匠が如何なるクラスに分類されるかについて生じる一切の問題は長官が決定し、その決定は最終的なものとして不服申立は認められない。

第 25 条 出願日

意匠の登録出願日は、出願人が所定の出願手数料を納付し、かつ、次に掲げる事項を含む所定様式の書類を特許庁へ提出した日とする。

- (a) 意匠登録の願書
- (b) 複製に適した意匠の表示、及び
- (c) 出願人の名称及び宛先

第 26 条 優先権

(1) 条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において又はそれらの国について意匠登録出願を行った者又はその権原承継人は、大臣が定める条件に従うことを前提として、本法に基づく同一意匠の登録の目的では最初の出願日から 6 月間優先権を享受する。

(2) (1)に言及する出願であって、それがされた国(アイルランドを含む。)、領土、州若しくは地域の国内法又は当該国(アイルランドを含む。)、領土、州若しくは地域が当事者となっている 2 国間又は多国間協定に基づく正規の国内出願と同等であるものは優先権を生じさせると認められる。

(3) 本条において、「正規の国内出願」とは、条約加盟国又は世界貿易機関加盟国における又はそれらの国についての意匠登録出願であって、出願の結果如何を問わず、出願日を付与されたものを意味する。

(4) 先の出願の対象である意匠の後の登録出願であって、同一の条約加盟国又は世界貿易機関加盟国において又はそれらの国についてされたものは、後の出願の出願日現在において先の出願が公衆に公開されることなく、かつ、如何なる権利も残すことなく取り下げられ、放棄され、又は拒絶されて、優先権主張の基礎として機能していない場合は、またこの場合に限り、優先性の決定の目的では最初の出願とみなされる。

(5) 最初の出願が条約加盟国でも世界貿易機関加盟国でもない国、領土、州若しくは地域でされた場合は、(1)から(4)までの規定は、アイルランド政府が、当該の国、領土、州若しくは地域における又はそれらに対する最初の出願に基づいて、かつ、条約又は世界貿易機関を設立する協定に定めるのと同じ条件の下に同等の効果を有する優先権を与えることを規定する 2 国間又は多国間協定の結果として、本項に基づくのと同じ趣旨の命令を発する場合に準用される。

(6) 条約、世界貿易機関を設立する協定又は(5)に述べる 2 国間若しくは多国間協定に基づく出願の結果として生じる優先権は、出願と共に又は出願から独立して譲渡又は移転の対象とすることができ、その場合、(1)における出願人の権原承継人への言及はこれに応じて解釈される。

第 27 条 優先権の主張

- (1) 出願人は所定の方法で優先権の主張をする。
- (2) 優先権は、(1)に基づいて定められる規則に従って優先権を主張する者に対してのみ与えられる。

第 28 条 優先権の効果

- (1) 優先権の効果は、第 27 条に基づき主張される出願日が本法に基づく意匠登録出願日と認

められることである。

(2) 意匠の登録出願が本法に基づいてされ、かつ、先の出願に係る優先権が第 27 条に基づいて主張される場合は、本法の他の規定に拘らず、先の出願がその出願日後に公衆に利用可能とされていることのみを理由としては後の出願は拒絶されず、かつ、本法に基づくその意匠登録は無効とされない。

第 29 条 登録日

意匠登録の効力は登録出願日から始まる。

第4章 意匠登録簿

第30条 意匠登録簿

- (1) 長官は本法に従って意匠を登録することができ、所定の様式による意匠登録簿(以下本法では「登録簿」という。)を維持管理する。
- (2) 登録簿には、次に掲げる事項を記載する。
 - (a) 登録意匠の所有者の名称と宛先
 - (b) 登録意匠の譲渡及び移転の通知
 - (c) 大臣が定め又は長官が適切と判断する登録意匠に関するその他の事項
- (3) 登録簿は、記載が本法により又は本法に基づいて要求され又は許容される事項についての一応の証拠となる。
- (4) 明示的か、黙示的か又は擬制的であるかを問わず、登録簿には信託の通知は一切記載されないものとし、長官はそのような如何なる通知にも影響を受けてはならない。
- (5) 本法により又は本法に基づいて長官が記載権限を有する何らかの事項が登録簿に記載されており若しくは記載されていないこと、又は本法により若しくは本法に基づいて長官が実行権限を有するその他の事柄がされ若しくはされていないことを証明する長官の署名があるとされる証明書は、証明された事項についての一応の証拠となる。
- (6) (3)の規定は、本法に基づく登録出願を検討するに際して同項にいう事項についての長官の認定を義務付けるものではない。

第31条 登録証

- (1) 本法に基づいて意匠が登録された場合、長官は、所定の様式の登録証を当該意匠の登録所有者に交付する。
- (2) 長官は、登録証が紛失若しくは毀損したと認定する場合、又は長官が適切と判断するその他の場合に、登録証の1若しくは複数の写しを交付することができる。

第32条 登録の公告及び公告の延期

- (1) 長官は、(2)の規定に従うことを条件として、意匠が登録された後できる限り速やかに、所定の様式により特許庁公報で登録の公告を行う。
- (2) 意匠の登録出願をするに際し、出願人は、(1)に基づく登録意匠の公告を大臣が定める期間遅らせるよう請求することができ、長官は当該請求に応じる。

第33条 登録簿の修正を裁判所に申請する権利

- (1) 被害者は、高等裁判所に対して、登録簿に記載すること又は登録簿の記載を変更若しくは削除することによる登録簿の修正を求める命令を発するよう申請することができる。
- (2) 本法の適用上、本条に基づく「登録簿の修正」とは次に掲げる行為を含む。
 - (a) 登録簿に記載された者の名称又は宛先の変更、又は
 - (b) 既存の意匠登録によって与えられた権利を如何なる点でも拡張しない形での、当該意匠に係る部分放棄又は注記事項の登録簿への記載
- (3) 高等裁判所は、本条に基づく手続において、登録簿の修正について決定することが必要又は適切と判断する事項についての決定を行うことができる。
- (4) 本条に基づく申請についての通知は所定の方法で長官に与えられるものとし、長官は高

等裁判所での審理に出頭して意見を陳述する権利を有し，また裁判所から本条の目的のために開く審理に出頭するよう命じられた場合はこれに従う。

(5) 高等裁判所による別段の指示がない限り，長官は，高等裁判所に出頭して審理を受ける代わりに，自己が署名し次に掲げる具体的事項を記載した書面を高等裁判所に提出することができ，この場合，当該書面は手続における証拠の一部を構成する。

(a) 問題の事項に関して自己に対してされた手続

(b) 自己の行った決定の理由

(c) 同様の事件についての特許庁の慣行(あれば)，及び

(d) 長官が記載するのが適切と判断する当該問題に関する事項であって，長官としての自己の知識の範囲内にあるもの

(6) 登録簿の修正を求める高等裁判所の命令においては，命令の通知が所定の方法で長官に送達されること及び当該通知の送達を受けた場合に長官は当該通知が関係する命令の内容に従って登録簿を修正すべきことが，明記される。

(7) 本条において，「被害者」とは，登録意匠の意匠権についての権利を有する者が第 47 条(3)に基づく意匠登録無効の請求権を有する場合を含む。

第 34 条 登録簿の修正を長官に申請する権利

(1) 第 33 条に基づく登録簿の修正命令の申請は，申請人が選択する場合は，第 1 審として長官に対して行うことができる。

(2) (1)に規定する申請を受けた場合は，長官は第 33 条に基づく高等裁判所の権限の一切を有する。

第 35 条 登録簿修正の効力

第 33 条又は第 34 条に基づく登録簿の修正は，次に掲げる効力を有する。

(a) 新たにされた記載は，それが本来されるべきであった日から効力を有する。

(b) 変更された記載は，変更後の内容で当初から記載されていたものとして効力を有する。

(c) 削除された記載は，当初から効力を有さなかったものとみなされる。

ただし，高等裁判所又は場合により長官が別段の指示を与える場合を除く。

第 36 条 記載への新分類の適用

(1) 大臣は，修正又は代替のあった分類を意匠登録の目的で実施するために必要であると長官において判断する行為を行う権限を長官に与える規則を定めることができる。また，この一般原則を害することなく，大臣は新規の分類に合致させるために，登記簿の既存記載の修正に関する規則を定めることができる。

(2) 本条に基づいてされる修正の権限は，登録により付与された権利を拡張するような形で行使してはならない。ただし，この要件に従うことが不当な複雑性を生じさせ，かつ，権利の拡張が本質的なものでなく如何なる者の権利にも不利な影響を与えないと長官が認める場合は適用されない。

(3) 本条に基づいて定められた規則は，長官に次に掲げる権限を与えることができる。

(a) 登録意匠の所有者に対して，登録簿修正の提案を行うよう所定期限内に要求すること，及び

(b) 登録意匠の所有者がそうすることを怠った場合は、意匠登録を取り消し又はその更新を拒絶すること

(4) (3)(a)に基づく提案は所定の方法で公告されるものとし、かつ、これに対し所定の方法で異議を申し立てることができる。

第 37 条 誤りを訂正する長官の権限

(1) 長官は、本条に従って、登録出願若しくは意匠の表示の誤り、又は登録簿における誤りを訂正することができる。

(2) 本条に基づく誤りの訂正は、所定の手数料を納付してされる利害関係人の書面による請求又は長官自らの判断で行うことができる。

(3) 本条に基づき長官が登録簿の誤りの訂正を請求された場合は、長官は所定の方法により当該事項を決定する。

(4) 長官が自らの判断で本条に基づく誤りの訂正を提案する場合は、長官は、その旨を当該意匠の所有者又は場合により登録出願人及び長官にとって利害関係を有していると思われるその他の者に通知し、かつ、誤りの訂正を行う前にそれらの者に聴聞の機会を与える。

(5) 本条に基づく登録簿の訂正は、問題の誤りが当初から存在しなかったとみなされる効力を有する。

第 38 条 意匠登録簿の閲覧

(1) (3)の規定に従うことを条件として、何人も大臣が定める時間及び方法において登録簿を閲覧することができる。

(2) (3)により公衆の閲覧に供されていないものを除いて、登録簿の記載について認証され又は認証されない謄本又は抄本が長官に求められた場合、長官は所定の手数料が納付されることを条件として、当該請求を行った者に対して記載事項の謄本又は抄本を交付することができる。

(3) 第 32 条に基づき公告延期の請求がされた場合、登録簿は当該意匠に関する部分につき、延期期間が満了するまで公衆の閲覧に供さない。

(4) 文書以外の形式で保管される登録簿の部分に関しては、

(a) (1)により付与される閲覧権は登録簿上の資料を閲覧する権利であり、

(b) (2)により付与される謄本又は抄本についての権利は、持ち去ることができ、かつ、見読可能な形式での謄本又は抄本についての権利である。

(5) 次に掲げる物で認証謄本又は認証抄本であると認められるものは、原本の提出の必要なく、かつ、更なる証拠を要することなく、民事訴訟又は刑事訴訟において証拠として採用することができる。

(a) (2)に基づいて交付される登録簿の記載事項の謄本又は抄本、又は

(b) 特許庁に保管されている表示物若しくは書類の謄本又は抄本

(6) 本条において、「認証謄本」又は「認証抄本」とは、長官がその職印を押捺して証明する謄本又は抄本をいう。

第 39 条 情報を受ける権利

(1) (2)の規定に従うことを条件として、何れかの者が意匠登録後に所定の方式により書面で

請求した場合、長官は、所定の条件の遵守を条件として、請求者に対して当該請求において特定されている意匠の登録出願に関する情報を提供し、かつ、関係書類の閲覧を許可する。

(2) 第32条に基づいて登録公告が延期された場合は、長官は、当該延期期間が満了するまで、出願を構成し又はこれに係る如何なる情報又は書類も、当該意匠の所有者又は(場合により)出願人の同意なしには、(1)に基づいて開示し又は他人に提供しない。

(3) (2)の規定は、長官が意匠登録出願に関する所定の情報を開示し又は他人に提供することを禁じるものではない。

(4) ある者に通知が与えられ、その通知において、意匠の登録出願がされていること、及び当該意匠が登録されたときにその者が当該通知に指定する行為を行ったならば出願人はその者に対して訴訟を提起するであろうと告げられる場合は、当該通知を受けた者は、当該意匠が登録されていないか又は公告の延期が認められているかを問わず、(1)に基づく請求を行うことができ、かつ、同項が準用される。

(5) 意匠の登録出願が放棄され又は拒絶された場合は、当該意匠登録出願も、またこれに伴って提出された他の如何なる資料若しくは情報も、特許庁における閲覧に供されず、長官による公開もされない。

第40条 登録意匠における権利の存在に関する情報

ある者が長官に対して意匠を特定することができる情報を提供して請求し、かつ、所定の手数料を納付した場合は、長官は当該請求を行なった者に対して、次に掲げる情報を与え、当該意匠の登録日並びに登録所有者の名称及び宛先を知らせる。

- (a) 当該意匠が登録されているか否か、登録されている場合はそれが登録されているクラス
- (b) 当該意匠権の部分放棄、注記事項又は一部無効が登録簿に記載されているか否か、及び
- (c) 当該意匠の意匠権存続期間が延長されているか否か

第41条 譲渡、ライセンス等の登録及び公告

(1) ある者が譲渡、移転又は法の適用により意匠についての意匠権若しくはその意匠権の持分を取得したか、又は譲渡抵当権者、実施権者その他として意匠についての意匠権におけるその他の権利を取得した場合は、その者は、所有者又は共有者としての自己の権原、又は場合により自己の権利の通知を登録簿に登録するよう所定の方式で長官に申請する。

(2) (1)の規定を害することなく、意匠についての意匠権若しくはその意匠権の持分を譲渡によって取得したか、又は譲渡抵当権、ライセンス若しくはその他の証書により意匠権におけるその他の権利を取得した者による当該権原の登録申請は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、実施許諾者又は場合によりその証書のその他当事者が所定の方法で行うことができる。

(3) 本条に基づいて何れかの者の権原の登録申請がされた場合において、長官は、権原の存在を証拠により認定したときは、次のことを行い、かつ、所定の方法でこれを公告する。

(a) 申請者が意匠についての意匠権又はその意匠権の持分を有する場合、その者を当該登録意匠の所有者又は共有者として登録簿に記載すると共に、その者の権原の根拠となる証書又は事由の詳細を登録簿に記載すること、又は

(b) 申請者が意匠権についてのその他の権利を取得している場合、その者の権利の通知を、その根拠となる証書(あれば)の詳細と共に登録簿に記載すること

(4) 第33条又は第34条に基づく登録簿の修正申請の場合を除いて、(3)に基づいて登録簿に

記載されていない証書は，裁判所が別段の決定を行わない限り，意匠についての意匠権又はその意匠権における持分若しくは権利についての権原の証拠として裁判所において認められない。

第5章 登録の効果

第42条 意匠権

(1) 登録意匠については、意匠権として知られ本法においてもそのように言及する財産権が認められる。

(2) 意匠の登録所有者は、当該意匠についての意匠権の所有者である。

(3) 登録意匠についての意匠権は、意匠の創造における創作者の自由度を考慮した上で、情報に通じた使用者に異なる全体的印象を与えない一切の意匠に及ぶ。

(4) 意匠権はその所有者に対して、意匠が組み込まれ又は適用されている製品を製造し、販売の申出をし、流通させ、輸入し、輸出し若しくは使用する権利又は当該製品をそれらの目的で貯蔵する権利を含め、意匠を使用し、かつ、意匠の使用を他の者に認める排他権を与える。

(5) 意匠権は、複合製品をその元の外観を回復するよう修理する目的でその構成部分を使用する行為には及ばない。

第43条 保護期間

(1) (2)の規定に従うことを条件として、登録意匠についての意匠権は登録日から5年で満了する。

(2) 意匠権の存続期間は、所定の手数料を納付して所定の方式で長官に申請することによって、各5年から成る第2、第3、第4及び第5の期間について更新を受けることができる。

(3) (4)の規定の適用を条件として、意匠権の存続期間が所定の手数料納付を伴う更新申請がされることなく満了した場合は、当該意匠権は失効し、長官は所定の方式でその事実を登録所有者に通知する。

(4) 意匠権の存続期間の満了後6月以内に更新手数料及び所定の追加手数料が納付された場合は、意匠権は失効しなかったものとみなされ、次に定める取扱がされる。

(a) 当該期間中に当該意匠の登録所有者によって又はその同意の下にされた意匠権に基づく又は関する行為は、有効なものとして扱われる。

(b) 意匠権が失効していなければ当該意匠権の侵害を構成したであろう行為は、意匠権侵害として扱われる。

(c) 存続期間満了から権利回復までの間に当該意匠権が効力を有していたならば第86条に定める国の事業のための使用を構成したであろう行為は、国の事業のための使用行為を構成するものとみなされる。

第44条 意匠権の回復

(1) 意匠権が第43条(2)又は(4)に従った権利の存続期間が更新されないために失効した場合は、所定の期間内に所定の方法で長官に対して権利回復の申請を行うことができる。

(2) (1)に基づく権利回復の申請は、当該意匠の登録所有者であった者、又は意匠権が失効していなければ当該意匠権を有したであろうその他の者が行うことができ、意匠権が共有されていた場合は、長官の許可を得ることを条件として、共有者の内の1若しくは複数名が他の共有者の参加を得ることなく行うことができる。

(3) 登録意匠の所有者がその意匠権の存続期間が第43条(2)又は(4)に従って延長されるよう合理的な配慮をしていたと長官が認める場合、長官は、未納付の更新手数料及び所定の追加

手数料が納付されることにより，失効した意匠権の回復を命じる。

(4) (3)に基づく命令は長官が適切と判断する条件を課することができ，登録所有者が当該条件に従わない場合は，長官は命令を取り消し改めて適切と判断する指示を与えることができる。

(5) 意匠権の回復は，長官が所定の方法で公告する。

(6) 大臣は，経過規定及び大臣が必要若しくは適切と判断する除外例に従うことを条件として，(1)の目的で定められる所定期間を変更することができる旨規定することができる。

第 45 条 意匠権回復の命令の効果

(1) 意匠権の失効から回復までの期間中に当該意匠の意匠権に基づき若しくはこれに関してされた行為又は与えられた権限は，有効なものとして取り扱われる。

(2) 意匠権が失効していなければ当該意匠権の侵害を構成したであろう行為であって，当該意匠権失効から権利回復までの間にされたものは，次の場合は意匠権侵害として扱われる。

(a) 当該行為が第 43 条に基づく意匠権の効力延長の申請が可能である期間中にされた場合，又は

(b) 当該行為が先の侵害行為の継続又は繰返しである場合

(3) 第 43 条に基づく意匠権の効力延長の申請がもはやできなくなった後，意匠権の回復の公告がされる前に，ある者が次の行為を行った場合は，その者は，意匠権の回復に拘らず，当該行為を継続し又は場合により当該行為を実行する権利を有する。

(a) 意匠権が失効していなければ当該意匠権の侵害を構成したであろう行為を善意で開始したこと，又は

(b) そのような行為を実行するための有効かつ真摯な準備行為を善意で行ったこと

(4) (3)の規定は当該行為についてのライセンスを他の者に与えることには及ばない。

(5) (3)にいう行為若しくはそのための準備行為が事業，取引又は職業活動の過程でされた場合は，(3)により与えられる権利を取得した者は，次の行為をすることができる。

(a) 当該事業，取引又は職業活動のその時点でのパートナーによる当該行為の実行を認めること，及び

(b) 当該行為又はその準備が行われていた期間中に当該事業，取引若しくは職業活動の一部を取得した者に対して，

(i) 前記の権利を譲渡するか，又は

(ii) 遺言による処分によって(法人の場合は解散に基づいて)当該権利を移転させること

(6) (3)又は(5)により付与された権利の行使としてある製品が他の者に対して処分された場合は，その他人又はその者に基づいて権利を主張する者は，当該製品をそれが当該意匠の登録所有者によって処分された場合と同様に使用することができる。

(7) 本条にいう行為であって，対象の意匠権が失効から回復までの間有効であったとすれば当該意匠の国の事業のための使用を構成したであろうものは，国の事業のための使用を構成するものとみなされる。

第 46 条 意匠権の放棄

(1) 意匠の登録所有者は登録意匠についての意匠権を放棄することができる。

(2) 大臣は，次の事項についての規則を制定することができる。

- (a) 意匠権放棄の方法及び効果，及び
- (b) 当該意匠権における権利を有する登録所有者以外の者の権利の保護

第 47 条 登録の無効

(1) 意匠登録の後いつでも，利害関係人は，次に掲げる理由により，長官に対して意匠登録の無効を請求することができ，当該請求を受けた場合，長官は適切と判断する命令を発することができる。

(a) 当該意匠が，その登録出願日現在又は優先権が主張された場合は優先日現在において第 11 条から第 14 条までに従って登録適格を有していなかったこと

(b) 当該意匠が第 16 条に従って登録適格を有していなかったこと，又は

(c) 第 21 条(1)(b)に基づいて長官が意匠登録を拒絶することができたであろうこと

(2) 意匠登録の後いつでも，何人も，当該意匠が公序良俗に反することを理由に登録の無効を長官に請求することができ，当該請求を受けた場合，長官は適切と判断する命令を発することができる。

(3) 権利を有する者が，登録簿に意匠の所有者としてその名称を記載されている者にはその権利がないことを理由に，当該意匠の登録の無効を請求した場合は，長官は，適切と判断する命令を発することができる。

(4) 長官は，権利を有する者による請求に基づき又は長官自身の判断により，当該意匠が先の意匠と抵触することを理由に，意匠登録を無効とすることができる。

(5) 本条において，「先の意匠」とは第 15 条(2)に定める意味を有する。

(6) 権利を有する者が，1996 年商標法に基づいて商標として登録されている顕著な標識がその登録の後に意匠に使用されていることを理由に当該意匠の登録の無効を請求した場合は，長官は適切と判断する命令を発することができる。

(7) 長官は，登録意匠が 1996 年商標法第 9 条，第 62 条又は第 63 条により登録適格を有さない要素で構成され又はかかる要素を含む場合は，使用行為により利害関係を有する者の当該意匠登録無効の請求により又は長官自らの判断により，自己の適切と考える命令を発することができる。

(8) 本条において，「権利を有する者」とは次の者をいう。

(a) (3)に関しては，意匠権を有する者

(b) (4)及び(6)に関しては，抵触する権利の所有者

(9) 意匠登録の有効期間が満了するか又は当該意匠が第 46 条の規定に基づいて放棄された場合は，当該登録の無効を宣言することができる。

(10) 本条に基づく意匠登録の無効は，意匠登録日又は長官が指示するその後の日から発効する。

(11) 意匠が本条(1)，(2)，(6)又は(7)の規定に基づいて無効とされた場合は，長官は，当該意匠について修正された態様が本法に定める登録要件を満たし，かつ，意匠の同一性が保たれている限り，かかる修正態様での意匠を登録することができる。

(12) (11)に基づく登録は，登録所有者による部分的権利放棄又は裁判所による意匠権の部分的無効を宣言する決定の登録簿への記載を伴うことができる。

第6章 意匠権保護の例外

第48条 許される行為

- (1) 登録意匠についてされる次の行為は意匠権侵害を構成しない。
- (a) 非商業目的での私的行為
 - (b) 実験目的での行為、又は
 - (c) 引用若しくは教育目的での複製行為。ただし、当該行為が公正な市場慣行に反さず、当該意匠の正規の使用を不当に害さず、また、出所への言及がされることを条件とする。
- (2) 登録意匠についてされる次の行為は意匠権侵害を構成しない。
- (a) アイルランド以外で登録された船舶又は航空機が一時的にアイルランドに入る場合における当該船舶又は航空機での設備の使用
 - (b) 当該船舶若しくは航空機の修理目的での予備部品又は付属品のアイルランドへの輸入、又は
 - (c) 当該船舶又は航空機での修理行為

第49条 強制ライセンス

- (1) ある意匠が登録された後いつでも、何人も、次に掲げる理由により当該意匠についての強制ライセンス付与を長官に申請することができ、長官は当該申請に対して適切と判断する命令を発することができる。
- (a) 当該意匠を組み込んだ製品に対するアイルランド国内での需要が充足されていないか又は適正な条件において充足されていないこと、又は
 - (b) 当該意匠を組み込んだ製品に対するアイルランド国内での需要が世界貿易機関の加盟国以外からの輸入によって充足されていること
- (2) ライセンス付与の命令は、他の強制方法を害することなく、当該意匠の登録所有者及び他のすべての必要な当事者が作成する、当該命令に従ってライセンスを付与する証書と同様の効力を有する。
- (3) (1)に基づき強制ライセンスが付与された場合は、何人も、当該命令の根拠となった事情が変化又は消滅して再発生する虞がないことを理由に、長官に対して当該命令の修正又は取消の命令を発するよう申請することができ、長官は実施権者の利益保護に係る条件を含めて適切と判断する条件の下に当該申請に係る命令を発することができる。
- (4) (3)の規定は同項に基づき発せられた命令にも適用される。

第50条 先使用

- (1) (2)に従うことを条件として、何人かが登録された意匠から複製されたものでない意匠の実施をアイルランド国内で開始したか又はそのための真摯な準備を行った場合は、当該の者がそのような目的で当該意匠の実施を進めることは登録意匠についての意匠権侵害行為を構成しない。
- (2) (1)にいう意匠は、関係登録意匠の登録出願日前又は優先権が主張された場合は当該優先日前に公衆に利用可能とされていない意匠であって、その実施が関係登録意匠の出願日又は場合により優先日より前に開始されているものである。
- (3) 本条により与えられる権利は移転させることができない。

第7章 意匠権の侵害

第51条 意匠権の侵害

(1) 意匠の登録所有者のライセンスを得ることなく、かつ、意匠権の有効期間中に、当該意匠の登録所有者の排他権に属する行為をするか又は他の者にさせる者は、当該意匠権を侵害することになる。

(2) 登録意匠の登録可能性の決定に際して考慮の対象とならなかった特徴の複製は、当該意匠権を侵害することにはならない。

第52条 意匠権の二次的侵害

意匠の登録所有者のライセンスを得ることなく、かつ、意匠権の有効期間中に、侵害製品であって、行為者が侵害製品であることを知っているか又はそう信じるに足る理由を有するものについて、次の行為をする者は意匠権を侵害することになる。

- (a) 販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸の申出又はそのための展示
- (b) 私的及び家庭内使用以外の目的でのアイルランドへの輸入、又は
- (c) 事業、取引若しくは職業活動の過程で自己の占有、保管又は管理下に置くこと

第53条 二次的侵害：侵害手段の提供

(1) 意匠の登録所有者のライセンスを得ることなしに、当該意匠を製品に適用し又は組み込むために特に設計若しくは適合化され、かつ、行為者が侵害製品を製作するために用いられているか又は用いられる予定であることを知っており若しくはそう信じるに足る理由を有する物品について、次の行為をする者は意匠権を侵害することになる。

- (a) 製造
- (b) 販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸の申出又はそのための展示
- (c) アイルランドへの輸入、又は
- (d) 自己の占有、保管又は管理下に置くこと

第54条 侵害製品及び物品の意味

(1) 本法において、製品が次に該当する場合は、登録意匠に関して「侵害製品」となる。

(a) 登録意匠の当該製品への適用又は組み込みが当該登録意匠についての意匠権の侵害となる場合

(b) 当該製品がアイルランドに輸入されたか又は輸入を予定されており、かつ、アイルランドにおける登録意匠の当該製品への適用又は組み込みが当該登録意匠についての意匠権を侵害することになる場合、又は

(c) その他の形で当該製品の使用が意匠権を侵害する場合

(2) (1)(b)の規定は、意匠の登録所有者によって又はその同意の下に欧州経済領域加盟国の市場に出された製品には適用されない。

(3) 物品は、それが登録意匠を製品に適用又は組み込むために特に設計若しくは適合化され、かつ、行為者が当該物品を製造し、販売し若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸の申出をし又はそのために展示し、又はアイルランドへ輸入するか、又は当該物品が侵害製品を製造するために使用されているか若しくは使用されようとしていることを知り又はそう信じるに足る理由を有して当該物品を占有、保管又は管理する場合は、当該登録意匠に関して「侵害

物品」となる。

第8章 救済

第55条 争われた登録の有効性の証明書

(1) 意匠登録の有効性が適合裁判所において争われ、かつ、裁判所が意匠登録の有効性を認定した場合は、裁判所はその認定及び当該意匠登録の有効性がそれらの手続において争われた事実を証明することができる。

(2) (1)に基づき裁判所による証明が与えられ、かつ、適合裁判所での意匠権の侵害又は意匠登録の無効に関する後続の手続において、当該登録の有効性を信じる者に有利な最終命令又は判決がされた場合は、その者は、裁判所が別段の指示を与えない限り、自己の負担した弁護士費用についての補償を受けることができる。

(3) (2)の規定は、如何なる訴訟についても上訴の費用には適用されない。

第56条 根拠のない威嚇

(1) ある者(意匠の登録所有者か、意匠権についてのその他の権利者か、又は登録意匠についての他の利害関係人かを問わない。)が回状、広告又はその他によって他の者に対して意匠権侵害訴訟を提起する旨の威嚇を行った場合は、威嚇による被害者(当該威嚇の対象となった者が否かを問わない。)は、適合裁判所に対して(3)に掲げる救済を求めて当該威嚇する者に対する訴訟を提起することができる。

(2) (1)に基づく訴訟において、原告は、侵害訴訟の威嚇がされ、それによって被害を蒙ったことを裁判所に対して証明する場合は、次の場合を除いて、自己の主張する救済を受けることができる。

(a) 被告が、侵害訴訟を提起する旨の威嚇の原因となった行為が意匠権侵害を構成していること又は実際に行われた場合は意匠権侵害を構成するであろうことを証明し、かつ

(b) 原告が、関係意匠登録が無効であることを証明できないこと

(3) (1)及び(2)にいう救済は次の通りとする。

(a) 当該威嚇が不当なものであるとの宣言

(b) 威嚇の継続についての差止命令、及び

(c) 威嚇によって原告が被った損害(あれば)の賠償

(4) 本条の適用上、登録意匠が存在する旨の通知はそれ自体では本条の意味での侵害訴訟の威嚇を構成しない。

(5) 本条において、「被害者」とは、関係の物を製造又は輸入する者を含まない。

第57条 登録所有者による訴訟の対象となる侵害

(1) 意匠の登録所有者は意匠権についての侵害訴訟を提起することができる。

(2) 本法に基づく意匠登録証の付与日より前にされた行為については侵害訴訟を提起することはできない。

(3) 本条に基づく意匠権侵害訴訟における原告には、損害賠償、差止命令、利益算定その他一切の救済が他の財産権侵害の場合の原告に認められるのと同様に認められる。

第58条 無知の侵害

(1) 登録意匠についての意匠権の侵害訴訟において、侵害行為時に被告が侵害対象の意匠が登録されていることを知らず、かつ、そう信じるに足る理由も存在しなかったことを証明し

た場合は、原告は被告に対して損害賠償の権利を有さず、かつ、利益算定についての如何なる命令も発せられない。

(2) (1)の適用上、如何なる者も、製品又は製品に添付される印刷物に「登録済」の語又は当該意匠が登録されていることを明示的若しくは黙示的に示す 1 若しくは複数の語又は略語が付されているという理由のみでは、当該意匠が登録されていることを知っているか又はそう信じるに足る理由があるとはみなされない。ただし、かかる 1 若しくは複数の語又は略語に当該意匠の登録番号が付されている場合はこの限りでない。

(3) 本条の規定は、登録意匠についての意匠権の侵害訴訟において差止命令を発する適合裁判所の権限に影響を与えるものではない。

(4) 意匠権侵害訴訟において、適合裁判所は、適切と判断する場合は、第 43 条(4)にいう期間中で同項にいう手数料が納付される前はいつでも、された侵害行為について損害賠償を裁定し又は利益算定の命令を発することを拒絶することができる。

第 59 条 侵害訴訟における損害賠償の裁定

適合裁判所は、原告に対する経済的損失の補償の裁定に加え又はそれに代わるものとして、加重的損害賠償若しくは懲罰的損害賠償、又はその両者を裁定することができる。

第 60 条 ライセンスに関する約束

(1) ライセンスが正当に得られる意匠についての意匠権侵害訴訟において、被告が合意により又は合意がない場合は長官が定める条件でライセンスを取得することを約束する場合は、
(a) 被告に対する差止命令は発せられず、
(b) 第 61 条に基づく引渡命令は発せられず、また
(c) 損害賠償により又は利益算定に基づいて被告から回収可能な金額は、当該条件によるライセンスが最も早い侵害行為より前に許諾されていた場合に実施権者としての被告によって支払われたであろう金額の 3 倍を超えない。

(2) (1)に規定するライセンス取得の約束は、当該訴訟についての最終命令が出る前はいつでも、法的責任を認めることなくすることができる。

(3) 本条の規定は、ライセンスが正当に得られる前にされた侵害行為に関して得ることのできる救済に影響を与えるものではない。

第 61 条 民事事件における引渡命令

(1) ある者がその事業、取引又は職業活動の過程において登録意匠の侵害製品又は物品を占有、保管又は管理している場合は、当該意匠の登録所有者は適合裁判所に対して当該侵害製品又は物品を自己、又は適合裁判所が指定するその他の者に引き渡すべき旨を命じるよう申請することができる。

(2) (1)に定める申請は、引渡命令を発することのできる期限として第 71 条(1)に定める期間の満了後は行うことができず、また侵害製品又は物品の処分命令が適合裁判所によって発せられるか又は当該命令を発する理由があると適合裁判所によって判断されない限り、引渡命令は発せられない。

(3) 本条に基づく命令に従って侵害製品又は物品の引渡しを受ける者は、侵害製品又は物品の処分に関する第 72 条の命令が発せられていない場合は、同条に基づき当該命令が発せられ

るか又は発さない決定がされるまで、当該物品を保管する。

第 62 条 地方裁判所に対して侵害製品又は物品の押収を求める申請

(1) 意匠の登録所有者からの申請を受けた場合において、地方裁判所は、侵害製品又は物品が販売、流通若しくは市場に出されていると認定するに足る十分な理由があると判断するときは、国家警察の職員に対して他の職員又はその適切と判断する他の 1 若しくは複数の者と共に、令状なしに当該侵害製品又は物品を押収し、それらを地方裁判所に提出する権限を命令により与えることができる。

(2) (1)に言及する製品又は物品が侵害製品又は物品であると認定する場合、地方裁判所は当該製品又は物品を破壊するか、関係意匠の登録所有者に引き渡すか、又は地方裁判所において適正と考えるその他の方法で処分するよう命じることができる。

(3) (1)に基づく地方裁判所への申請があるか、又は管轄裁判所に対して特定の施設又は場所に申請人が立ち入って調査し、そこで発見された物を命令において特定する条件の下に自己の占有に移すことを許可する命令を求める一方の側からの若しくは仮の申請があった場合は、当該申請を審理する裁判所は、証人又は供述人が当該の物を特定の場所で発見できることを確信している旨の伝聞証拠を受け入れることができる。

(4) 証人又は供述人は、当該物を特定の場所で発見できると確信する根拠となった情報の源を明らかにする義務を負わない。

(5) 本条に基づいて発せられる命令が実行された後に、それによって被害を蒙った者からの申請があった場合において、適合裁判所は、次の事由を認定するときは、適切と判断するところに従い当該命令の申請人に対して損害賠償を裁定することができる。

(a) 意匠権の侵害は存在しなかったこと、及び

(b) 登録所有者が命令を求める根拠とした情報が悪意に基づいて提出されたこと

第9章 排他的実施権者の権利及び救済手段

第63条 排他的実施権者の権利及び救済手段

(1) 登録所有者に対する関係を除いて、登録意匠の排他的実施権者は、ライセンスを付与された後に生じる事項について、第41条(1)に基づく自己の権利の登録申請がされた日から、当該ライセンスが譲渡である場合と同様の権利と救済手段を有する。

(2) 排他的実施権者の有する権利と救済手段は当該意匠の登録所有者の権利及び救済手段と並存するものであって、本法の侵害に関する規定における登録所有者への言及は、排他的実施権者についても相応に解釈される。

(3) 本条に基づき排他的実施権者によって提起された訴訟において、被告は当該訴訟が登録所有者によって提起された場合に利用できたであろう一切の防御方法を利用することができる。

(4) 本条に基づき排他的実施権者によって提起された訴訟において損害賠償を裁定するに際し、適合裁判所は当該侵害の結果として排他的実施権者が被ったか又は被る虞のある損失のみを考慮する。

第64条 並存する権利の行使

(1) 登録所有者又は排他的実施権者によって提起された意匠権侵害訴訟が、両者が訴訟の権利を共に有する侵害に(全面的若しくは部分的に)関係する場合は、登録所有者又は場合により排他的実施権者は、他方当事者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、適合裁判所の許可を得ることなく当該訴訟を進めることはできない。

(2) (1)の規定は登録所有者又は排他的実施権者が単独で行った申請に基づいて仮の救済を与えられる場合は適用されない。

(3) (1)に基づき被告として加えられる者は、当該訴訟に参加しない限り、訴訟費用を負担する義務はない。

(4) 登録所有者及び排他的実施権者の両者が訴訟の権利を共に有するか又は有した侵害に(全面的若しくは部分的に)関係する意匠権侵害訴訟が提起された場合は、

(a) 適合裁判所は、損害賠償額を査定するにおいて、

(i) ライセンス条件、及び

(ii) 当該侵害に関して登録所有者及び排他的実施権者の何れかに既に裁定されたか又は利用可能な金銭的救済手段を考慮に入れ、

(b) 当該侵害に関して相手方に有利なように損害賠償の裁定がされ又は利益算定の指示が与えられている場合は、利益算定の指示はされず、また

(c) 適合裁判所は、利益算定を指示する場合は、両者間の合意(あれば)に従うことを条件として、適切と判断する割合で両者に利益を配分する。

(5) 登録所有者は、第61条に基づく命令の申請がされる前に並存する訴訟権を有する排他的実施権者に通知を与えるものとし、排他的実施権者からの申請があった場合は、適合裁判所は、ライセンス条件に鑑みて、同条に基づき適切と判断する命令を発することができる。

(6) 本条の規定は、登録所有者と排他的実施権者の間に別段の合意がある場合は、そのような合意に従って効力を有する。

第 10 章 実施権者の権利と救済手段

第 65 条 実施権者の権利と救済手段

(1) 登録意匠の実施権者は、第 41 条(1)に基づいて自己の権利の登録申請を行った日から、自己の権利に係る事項に関して侵害訴訟を提起するよう当該意匠の登録所有者に求めることができる。

(2) 登録所有者が、

(a) (1)に基づく求めがあった場合に訴訟を提起することを拒絶するか、又は

(b) 求めを受けた後 2 月以内に訴訟を提起しない場合は、

実施権者は、自己が登録所有者であるものとして自己の名で侵害訴訟を提起することができる。

(3) 本条に基づき実施権者が侵害訴訟を提起した場合、実施権者は、登録所有者が原告として参加するか又は被告として加えられない限り、適合裁判所の許可を得ることなしに当該訴訟を進めることはできない。

(4) (3)の規定は、実施権者単独の申請による仮の救済の付与については適用されない。

(5) (3)に基づき被告として加えられる者は、当該訴訟に参加しない限り、訴訟費用を負担する義務はない。

(6) 登録所有者によって提起された侵害訴訟において、適合裁判所は実施権者の受けた損失を考慮する。

第 11 章 罪

第 66 条 罪

(1) 意匠の登録所有者のライセンスを得ることなく、かつ、その意匠権の有効期間中に、行為者が侵害製品であることを知り又はそう信じるに足る理由を有する製品について、次の行為を行う者は有罪となる。

- (a) 私的及び家庭内での使用以外の使用
 - (b) 販売又は賃貸を目的とした製造
 - (c) 販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸の申出又はそのための展示
 - (d) 私的及び家庭内での使用以外の目的でのアイルランドへの輸入
 - (e) 輸出、又は
 - (f) 事業、取引又は職業活動の過程で自己の占有、保管又は管理下に置くこと
- (2) 侵害製品を製造するために使用されていること若しくはそのために使用されるであろうことを知り又はそう信じるに足る理由を有しながら、侵害製品に登録意匠を適用し又は組み込むために特に設計若しくは適合化された物品につき次の行為を行う者は有罪となる。

- (a) 製造
 - (b) 販売、賃貸、又は販売若しくは賃貸の申出又はそのための展示
 - (c) アイルランドへの輸入、又は
 - (d) 自己の占有、保管又は管理下に置くこと
- (3) 本法に基づいて意匠権を侵害することなくすることのできる行為をすることは、(1)に基づく罪を犯すことにならない。
- (4) 本条に基づいて有罪となる者は、
- (a) 陪審によらない判決に基づき、各侵害製品又は物品につき 1,905 ユーロ(1,500 ポンド)を超えない罰金若しくは 12 月を超えない禁固、又はその両者、又は
 - (b) 正式起訴による判決に基づき、127,000 ユーロ(100,000 ポンド)を超えない罰金若しくは 5 年を超えない禁固、又はその両者、
- を科せられる。

第 67 条 登録簿への虚偽記載

虚偽であることを知り又はそう信じるに足る理由がありながら、自ら又は他の者をして登録簿に虚偽記載をさせるか、書面その他によりある物を登録簿の記載の写し又は複製であると虚偽の主張をするか、又は当該物を証拠として自ら作成若しくは提出するか又は他の者をして作成若しくは提出させた者は、有罪として次を科せられる。

- (a) 陪審によらない判決に基づき、1,905 ユーロ(1,500 ポンド)を超えない罰金若しくは 12 月を超えない禁固、又はその両者、又は
- (b) 正式起訴による判決に基づき、罰金若しくは禁固、又はその両者

第 68 条 虚偽表示

- (1) ある者が、虚偽であることを知り又はそう信じるに足る理由を有しながら、アイルランドにおいて有価約因のために自己が処分する製品に用いられた意匠が登録されているとの虚偽の表示をする場合は、その者は有罪となる。
- (2) 本条の適用上、「登録済」の語又は用いられる意匠が登録意匠であることを明示的若しく

は黙示的に示すものを押捺若しくは刻印し又はその他の方法で付した製品を有価約因のためにアイルランドで処分する者は、言及される登録がアイルランド国外のもので当該国外で意匠登録されていることが示されていない限り、本法に基づく登録についての表示を行ったとみなされる。

(3) ある者が、登録意匠の意匠権が失効した後に、当該意匠を用いる製品に「登録済」の語又は当該意匠に本法に基づく意匠権が存続している旨を明示的若しくは黙示的に示す語を付すか又は他の者をして当該表示を付させる場合、その者は有罪となる。

(4) (1)又は(3)に基づいて有罪となった者は、陪審によらない判決により1,905ユーロ(1,500ポンド)を超えない罰金を科せられる。

第 69 条 刑事手続における引渡命令

(1) 裁判所は、ある者に有罪判決が下され又は一応の証明があると納得した場合において、逮捕又は告発の時点で、その者が、

(a) ある製品を、それが侵害製品であることを知り又はそう信じるに足る理由を有しながら、事業、取引若しくは職業活動の過程で、又は

(b) ある物品を、それが侵害物品であることを知り又はそう信じるに足る理由を有しながら、占有、保管又は管理していたと確信するときは、当該侵害製品若しくは物品を当該意匠の登録所有者、又は裁判所において指定するその他の者に引き渡すよう命じることができる。

(2) 本条に基づく命令は、裁判所がその職権により又は告発人の申立により発することができ、かつ、被告発人に有罪判決が下されるか否かに拘らず発することができるが、次の何れかの場合は発することができない。

(a) 引渡命令を発することのできる期間として第 71 条(3)に定められる期間の満了後、又は

(b) 当該侵害製品又は物品の処分に関する命令は発せられないものと裁判所が判断する場合

(3) 本条に基づいて発せられた命令に従って侵害製品又は物品の引渡しを受けた者は、最終命令が発せられるか又は場合により最終命令を発さない決定がされるまで当該製品若しくは物品を保有する。

第 70 条 刑事事件における捜索と押収

(1) 地方裁判所の裁判官が宣誓に基づき提供された情報により、

(a) 第 66 条に定める罪が特定の施設又は場所で犯されたか又は犯されようとしていること、又は

(b) そのような罪が犯されたか又は犯されようとしていることの証拠が特定の施設又は場所に存在すること、

を嫌疑にかけるに足る相当な理由が存在すると判断する場合、同裁判所は、国家警察の職員に対して他の職員又はその適切と判断する他の 1 若しくは複数の者と共に、令状の発行日から 28 日以内に、要求されたときは当該令状を提示することを条件に、必要な場合は適正な威力を使用して令状に特定された施設又は場所に立ち入り捜索し、次に掲げる行為の全部又は一部をすることを授權する令状を発行することができる。

(i) 当該国家警察職員が第 66 条に規定する罪が犯されたか又は犯されようとしていると疑うに足る合理的な理由が存在する製品若しくは物品の押収

- (ii) 意匠権の侵害又は意匠権侵害の可能性についての一覧の作成，又はその他の証拠の作成
 - (iii) 当該国家警察職員が合理的な理由に基づき，本法に定める罪に関して提起される訴訟で証拠として使用する必要があるかもしれないと判断する，当該施設又は場所で発見された物の押収
 - (iv) そこで発見された人に対して自己の氏名と住所を告げるよう要求すること
- (2) 本条に基づき発行される令状は，関係意匠の登録所有者又はその指定する代理人を含め令状により授權された国家警察の職員以外の者に，令状の執行又は一覧その他の証拠の照会において当該職員に随伴し，補佐する権限を与えることができる。
- (3) 次の何れかの行為を行った者は有罪であり，1,905 ユーロ(1,500 ポンド)を超えない罰金若しくは 12 月を超えない禁固，又はその両者を科せられる。
- (a) 本条に基づき発行された令状による権限を行使する者に対する妨害若しくは干渉
 - (b) 本条による令状に基づき行為する国家警察の職員によってそこに特定された施設又は場所で発見され，要求されたにも拘らず自己の氏名と住所を当該国家警察職員に対して告げず又は虚偽の氏名若しくは住所を告げること
 - (c) 本条に基づく令状により付与された権限の行使の妨害，又は
 - (d) 本条に基づき要求されたにも拘らず，国家警察職員に情報を提供しないか又は提供することを拒絶すること

第 12 章 引渡しと処分

第 71 条 引渡命令を受けることのできる期間

(1) (2)に従うことを条件として、第 61 条に基づく命令は、侵害製品又は物品が製造された日から 6 年が経過した後は申請することができない。

(2) (1)にいう期間の全体を通して又はその一部期間、登録所有者が、

(a) 行為無能力の状態にある場合、又は

(b) 命令を申請する権利を自己に与える事実を発見することを詐欺又は隠匿行為により妨げられた場合は、

第 61 条に基づく命令の申請は、登録所有者(訳注：原文は applicant)が行為無能力の状態でなくなるか又は適切な注意を払えば当該事実を発見することができる状態になった日から 6 年間の経過するまでいつでも行うことができる。

(3) 第 69 条に基づく刑事手続における引渡命令は、如何なる場合であれ、同条の刑事手続が開始された日から 6 年が経過した後は発せられない。

(4) 第 61 条又は第 69 条に基づく引渡命令を求める手続において、被告が侵害製品若しくは物品の製造日を争った場合、侵害製品又は物品が第 61 条に基づく命令の申請日又は第 69 条に基づく手続の開始日前 6 年を超えて製造されたことの証明責任は被告に課せられる。

第 72 条 侵害製品又は物品の処分に関する命令

(1) (a) 第 61 条又は第 69 条に基づき引き渡されたか、又は

(b) 第 62 条又は第 70 条に基づき押収され留置された侵害製品又は物品につき、

(i) 登録所有者による没収、又は

(ii) 破壊若しくは裁判所が指定するその他の処分、

を命じる命令を発するよう求める申請は裁判所に対してすることができ、裁判所は当該命令又は適切と判断する他の命令を発することができる。

(2) (1)の定めに従い如何なる命令を発するかを検討するに際し、裁判所は、当該意匠についての意匠権侵害訴訟で利用することのできる他の救済手段が登録所有者に補償を与えその利益を保護する上で十分か否かを考慮する。

(3) 裁判所は、関係の侵害製品又は物品について利害関係を有する者への通知の送達に関する規則を定めることができ、当該利害関係人は次の何れかの行為を行うことができる。

(a) 自己に通知が送達されたか否かに拘らず、本条に定める命令を求める手続に参加するか、又は

(b) 自己が当該手続に参加したか否かに拘らず、発せられた命令に対して上訴すること

(4) 本条に基づく命令は、上訴を申し立てることのできる期間の経過前、又はかかる期間の経過前に上訴が適正に申し立てられた場合は上訴に基づく手続の最終的な決定がされるか又は上訴手続が放棄されるまでは、発効しない。

(5) 侵害製品又は物品に利害関係を有する者が複数名存在する場合は、裁判所は適切と判断する命令を発するものとし、当該製品又は物品を売却その他の処分に付し、かつ、如何なる収益も裁判所の指示に従って分配するよう指示することができる。

(6) 裁判所が本条に基づく処分命令を発さない決定を行った場合は、当該侵害製品又は物品をその引渡し若しくは押収が命じられる直前に占有、保管又は管理していた者はその返還を受けることができる。

(7) 本条において侵害製品又は物品に利害関係を有する者への言及には、当該製品又は物品に関して本条、2000年著作権及び関連権利法第145条若しくは第264条又は1996年商標法第23条に基づき自己に有利な命令を受けることのできる一切の者が含まれる。

第 13 章 輸入禁止規定

第 73 条 侵害製品又は物品は輸入禁止品として扱われる

- (1) 意匠の登録所有者は、歳入管理官に対して書面により次の事項を通知することができる。
- (a) 自己が登録所有者であること、及び
 - (b) 通知において指定する期間中、侵害製品又は物品を輸入禁止物として扱うよう歳入管理官に求めること
- (2) (1)に基づいて出される通知に指定される期間は 5 年を超えてはならず、かつ、関係意匠の意匠権存続期間を超えてはならない。
- (3) 意匠の登録所有者は、歳入管理官に対して書面により次の事項を通知することができる。
- (a) 自己が登録所有者であること、
 - (b) (1)(b)にいう侵害製品又は物品が通知において明示する時及びアイルランド国内の場所に到着する予定であること、及び
 - (c) 当該製品若しくは物品を輸入禁止物として扱うよう歳入管理官に求めること
- (4) (1)に基づきされた通知が効力を有する場合は、当該通知に係る物の輸入は、私的及び家庭での使用目的での輸入を除いて、禁止される。
- (5) (4)の規定及び税関法の規定に拘らず、何人も、本条の輸入禁止措置を理由に輸入禁止物の没収以外には税関法による罰則を受けることはない。
- (6) 本条において、「輸入禁止物」とは、1996 年欧州共同体(偽造物及び著作権侵害物)規則(S. I. 1996 年第 48 号)の意味での偽造物又は著作権侵害物を意味する。

第 74 条 歳入管理官の規則を定める権限

- (1) 歳入管理官は、第 73 条に基づく通知の様式を定め、かつ、通知者に対して次のことを要求することができる。
- (a) 歳入管理官に対して、通知時若しくは対象物の輸入時又はその両時点において所定の証拠を提出すること、及び
 - (b) その他所定の条件に従うこと
- (2) 本条に基づいて定められる規則においては、第 73 条により通知を行う者に対して次のことを要求することができる。
- (a) 歳入管理官が随時定める通知に関する手数料を納付すること
 - (b) 侵害製品若しくは物品の留置、又は留置される侵害製品若しくは物品に関してされる行為を理由に出される通知の結果として歳入管理官が負うことのある責務又は経費について、歳入管理官が定める担保を提供すること、及び
 - (c) 担保が提供されたか否かに拘らず、当該責務又は経費について歳入管理官に補償すること
- (3) 本条に基づく規則においては、その適用事件の種類別に異なる規定を設け、かつ、歳入管理官が随時適切と判断する付随的又は補充的規定を含めることができる。
- (4) 本条に基づく規則に従って納付された手数料は、財務大臣の定める方法で計上する。

第 14 章 意匠権の消尽

第 75 条 意匠権の消尽

登録意匠が適用され若しくは組み込まれた製品が当該意匠の登録所有者によって又はその同意の下に欧州経済領域加盟国の市場に出された場合は、当該製品についてされる如何なる行為も当該登録意匠の侵害とならない。

第 15 章 譲渡及びライセンス許諾

第 76 条 譲渡

- (1) 意匠権は、譲渡、遺贈又は法の適用によって人的財産若しくは動産として移転させることができる。
- (2) 意匠権についての衡平法上の権利は、他の動産におけるのと同様に強制することができる。
- (3) 意匠権の譲渡若しくは譲渡抵当権設定又はこれらに係る同意は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、同意者若しくは場合によりこれらの人格代表者が自ら又はその代理人が署名した書面でされない限り効力を有さない。またこの要件は、譲渡人、譲渡抵当権設定者、同意者若しくはこれらの人格代表者が法人の場合は、法人印を押捺することにより満たすことができる。
- (4) 本条にいう取引についての登録申請が第 41 条に基づいてされるまでは、
 - (a) 当該取引は、それを知らずに当該意匠権に抵触する利害を取得した者に対しては効力を有さず、かつ
 - (b) 取引によって実施権者であると主張する者は、第 63 条及び第 65 条によって与えられる権利及び救済手段を認められない。
- (5) 意匠について複数名の登録所有者が存在する場合、その何れの者も、他の登録所有者全員の同意を得ない限り、意匠権に基づいてライセンスを許諾し、又は持分について譲渡し若しくは抵当権を設定することはできない。
- (6) 意匠権の譲渡は、次に掲げる態様により部分的に行うことができる。
 - (a) 登録所有者が実施し又は授権する排他権を有する行為の全部でなく 1 若しくは複数について、又は
 - (b) 意匠権の存続期間全体に渡らない一部期間について

第 77 条 排他的ライセンス

- (1) 本法において、「排他的ライセンス」とは、実施権者に対して、ライセンスにより認められる方法で、実施許諾者も含め他の一切の者を排除して、登録意匠を実施するライセンスをいい、本法における「排他的実施権者」への言及は、これに対応して解釈される。
- (2) 排他的実施権者は、ライセンスにより拘束される権原承継人に対しても、排他的実施権者がライセンスの実施許諾者に対して有するのと同一の権利を有する。

第 78 条 登録意匠についてのライセンス許諾

- (1) 本条にいう取引についての登録請求が第 41 条に基づいてされるまでは、
 - (a) 当該取引は、それを知らずに当該登録意匠において又はこれに基づいて抵触する利害を取得した者に対しては効力を有さず、かつ
 - (b) 当該取引により実施権者であることを主張する者は、第 63 条及び第 65 条に基づく権利及び救済手段を認められない。
- (2) ライセンスは、次に掲げる態様により部分的に行うことができる。
 - (a) 登録所有者が実施し又は授権する排他権を有する行為の全部ではなく 1 若しくは複数について、又は
 - (b) 意匠権の存続期間全体に渡らない一部期間について
- (3) 排他的ライセンスを含め、意匠権について許諾されるライセンスは、実施許諾者自ら又

はその代理人が署名した書面でされなければ効力を有さない。またこの要件は、実施許諾者が法人である場合は、法人印を押捺することにより満たすことができる。

(4) ライセンスにおいて別段の定めがされない限り、ライセンスは、ライセンスを知らされることのない有価約因に基づく善意の購入者及びその購入者から権原を得た者を除いて、実当該意匠における実施許諾者の利害の権原承継人を拘束する。登録所有者の同意を得て又は得ずに何らかの行為を引き受けることについての本法での言及は、これに応じて解釈される。

(5) 本法におけるライセンス又は実施権者への言及は、サブライセンス及び再実施権者を含める。

第 16 章 国際協定

第 79 条 ヘーグ協定のジュネーブ法

(1) 本法において、

「ヘーグ協定」とは、1999 年 7 月 2 日にジュネーブで採択された「意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ法」をいう。

「国際事務局」とは、ヘーグ協定第 1 条に定める意味を有する。

「国際意匠」とは、ヘーグ協定に基づきアイルランドで保護を受けることのできる意匠をいう。

(2) 大臣は、ヘーグ協定の規定をアイルランドにおいて実施するのに適切であると判断する事項を規定することができる。

(3) アイルランドを指定国とする国際意匠の所有者は、アイルランドに関して、本法に基づく登録出願人又は場合により本法に基づく登録意匠の所有者と同一の権利及び救済手段を認められると共に、同一の条件に服する。

第 17 章 長官又は裁判所における手続

第 80 条 長官の裁量権の行使

本法により又は本法に基づいて長官に裁量権が付与されている場合は、当該裁量権は、意匠登録出願人若しくは意匠の登録所有者又は長官に係属する手続の当事者に対して聴聞の機会を与えることなく、これらの者に不利に行使することはできない。

第 81 条 費用及び費用の担保

(1) 長官は、本法に基づき自己に係属する手続に関して、自らが適切と判断する、何れかの当事者に対する費用の支払を命じ、かつ、これをどの当事者がどのように行うかを指示することができる。当該命令は、高等裁判所の許可が与えられた場合は、高等裁判所の同趣旨の判決又は命令と同じ方法で強制することができる。

(2) アイルランド又は規定することができる他の国に居住もせず、事業を行ってもいない者が、本法に基づく長官に対する手続の当事者となる場合は、長官又は上訴がされた場合は高等裁判所は、当該当事者に対し手続費用についての担保を提供するよう求めることができる。

(3) (2)の要件が満たされない場合は、長官又は場合により高等裁判所は、当該手続は放棄されたものとして取り扱うことができる。

第 82 条 長官に対する手続での証拠

1992 年特許法第 92 条(1)(1996 年商標法第 73 条により修正された項であって、同法又はその他の法律に基づき長官に係属する手続での証拠に関するもの)において、「before the Controller (including proceedings under the Trade Marks Act, 1996」の後に「, and the Industrial Designs Act, 2001」を挿入する。この修正後の規定は次の通りとなる。

修正後の規定

「本法又はその他の法律に基づく長官に対する手続(1996 年商標法及び 2001 年意匠法に基づく手続を含む。)においては、特に禁止されない限り、証拠は法定宣言書によって提出される。ただし、長官が適切と判断する場合は、法定宣言書による証拠に代えて又はこれに加えて口頭による証拠を認めることができる。」

第 83 条 手続における長官の費用

本法に基づく裁判所での手続においては、長官は費用を裁定されず、かつ、他の当事者の費用の支払いを命じられることもない。

第 84 条 上訴

(1) 本法に別段の規定がある場合を除き、本法に基づく長官の決定又は命令に対する上訴は、長官による当該決定又は命令の日から 3 月以内に高等裁判所に提起する。

(2) 本条に基づく高等裁判所の決定に対する上訴は、特定の法律上の論点につき高等裁判所の許可を得て最高裁判所に提起することができる。

第 18 章 雑則

第 85 条 大臣の規則を定める権限

- (1) 大臣は、本法の施行のために規則を定めることができる。
- (2) 本条に基づいて定められた規則においては、本法の目的の達成に必要又は適切と大臣が判断する補充的、付随的又は結果的規定を含めることができる。
- (3) 大臣は、本法において規定されたものとして言及される事項についての規則を定めることができる。
- (4) 政府又は場合により大臣は、本法に基づき政府又は大臣が発する命令につき、本項に基づく命令(施行命令を除く。)を含めて、修正又は廃止する命令を発することができる。

第 86 条 登録意匠についての国の権利

- (1) 本条の規定に従うことを条件として、意匠登録は国に対しても個人に対するのと同じ効力を有する。
- (2) アイルランド政府の何れかの大臣は、本法に基づく意匠登録出願がされた後いつでも、自ら又は自己が書面で授権するその職員若しくは代理人により又は自己に代わって行為するその他の者により国の事業のために、次に示す条件の下に当該意匠を実施することができる。
 - (a) 実施の前後を問わず、当該大臣が財務大臣の同意を得て当該意匠の出願人又は場合によりその登録所有者との間の合意で定められる条件、又は
 - (b) 当該合意が成立しない場合は、本条の規定に従って定められる条件出願人又は場合により登録所有者とアイルランド政府の何れかの大臣以外の者との間に成立した合意又はライセンスに定められる条件は、当該意匠を国の事業のために使用することに関する限り効力を有さない。
- (3) 登録意匠が、その登録日前又は優先権が主張される場合は優先日前に(当該意匠の登録出願人又は場合により登録所有者からの直接又は間接の通知によらずに)アイルランド政府の何れかの大臣によって適正に書類に記録され又はひな形に具体化されている場合は、アイルランド政府の各大臣及び大臣によって書面で授権されたその職員又は代理人は、意匠権の存在に拘らず、出願人又は登録所有者に対するロイヤルティ若しくはその他の対価の支払義務を負うことなく国の事業のために当該意匠を実施することができる。
- (4) (3)の適用上、意匠を記録した書類又はこれを具体化したひな形の、登録出願人又は場合により登録所有者への開示が公共の利益を害すると当該大臣によって判断される場合は、当該開示は出願人若しくは登録所有者の代理人たる弁護士又はその他合意される独立の専門家に対してのみ内密に行うことができる。
- (5) 本条に基づく意匠の実施、その条件又は(3)にいう記録の存在若しくは範囲に関して争いが生じた場合は、当該事項は高等裁判所の決定に委ねられるものとし、高等裁判所は争い全体又は争われている特定の問題若しくは事実をその指示する条件の下に仲裁人によって審理させる権限を有する。
- (6) 高等裁判所又は仲裁人は、(5)にいう争いの裁定において、出願人、登録所有者又はその他意匠における利害関係人が当該意匠の、国の事業のための実施に関して国から直接若しくは間接に受けている可能性のある利益若しくは対価を考慮することができる。
- (7) (5)の規定に拘らず、同項の下に指定された仲裁人は、高等裁判所からの付託から 3 月以内に又は高等裁判所との間に合意される更なる期間内に、事実認定を行う。

(8) 本条に基づく手続においては、手続の当事者となるアイルランド政府の大臣は、次に掲げる行為を行うことができる。

(a) 関係する登録の無効を請求することなく、その有効性を問題とすること、又は

(b) 意匠の登録所有者が手続の当事者である場合は、本法に基づいて登録を無効とすることができる理由により意匠登録無効を請求すること

(9) 本条に基づいて国の事業に意匠を実施する権利は、当該権利に基づいて作られた製品をもはや当該権利実施の必要がなくなった後に販売若しくは賃貸し、又は販売若しくは賃貸の申出を行う権利を含む。

(10) 本条の規定は、税関法の下に没収された品目を販売し、賃貸し若しくは使用するアイルランド国の権利又はアイルランド国から直接若しくは間接にその権原を取得した者の権利に影響を与えるものでない。

(11) 本条によって与えられる権利の行使によって処分され、販売され又は賃貸された製品を取得した者又はその者に基づく権利を主張する者は、それら製品を、それらが国のために保有された意匠権に従って製造された場合と同様に扱うことができる。

(12) 本法において、「国の事業」とは、国庫(Central Fund)から負担若しくは支出される資金、又は国会により若しくは1941年地方政府法に基づく地方政府により支出される資金で賄われる事業をいう。

第 87 条 特権を与えられる通信

(1) 本条は、意匠保護に係る事項の通信に適用される。

(2) 本条の適用対象となる次の何れかに該当する通信、すなわち、

(a) ある者とその登録代理人との間の通信、又は

(b) ある者が自己の登録代理人に指示を与える目的で求めている情報を取得するため又は当該情報要請に応じるための通信

はすべて、ある者がその事務弁護士との間に行う通信、又は場合によりある者が自己の事務弁護士に指示を与えるために求める情報の取得若しくは当該情報要請に応じる通信に対するのと同様に、アイルランドにおける法的手続での開示から特権として免除される。

(3) (2)において、「登録代理人」とは次の何れかをいう。

(a) 登録商標代理人

(b) 登録特許代理人

(4) 1992年特許法第94条(2)はここに「, design」を削除するよう修正され、同項はそれに応じて解釈され、効力を有する。

第 88 条 代理人の要件

(1) 本法に基づいてある行為が意匠の登録又は登録意匠若しくは意匠権に係る手続に関してある者によって引き受けられるか又はその者に対してされる必要がある場合は、当該行為は次に該当する代理人によって引き受けられ、又はされる。

(a) その者によって口頭若しくは書面で授權された者、及び

(b) 登録特許代理人又は登録商標代理人である者

(2) (1)に基づいてある者によりその者の代理人として行為する権限を適正に与えられた登録特許代理人又は登録商標代理人は、自己とその者との間に別段の合意があればそれに従う

ことを条件として、授権者及び長官に通知を与えることによって授権者の代理人たる地位を辞することができる。

(3) 本法において、「登録特許代理人」とは、1992年特許法における「特許代理人」と同じ意味を有する。

(4) 1992年特許法第X部(特許代理人)の規定は、それが1992年特許法に基づく特許代理人について適用されるのと同様に本法における登録特許代理人に適用される。

(5) 本法において「登録商標代理人」とは、1996年商標法に基づく登録商標代理人と同じ意味を有する。

(6) 1996年商標法第V部(商標代理人)の規定は、それが1996年商標法に基づく商標代理人について適用されるのと同様に本法における登録商標代理人について適用される。

(7) 大臣は、意匠保護に関して提供されるサービスに関して登録特許代理人又は登録商標代理人によって請求される手数料の最大限度を設定することができる。

(8) 本法の規定は、事務弁護士又は法廷弁護士が、従来意匠に関して又は意匠若しくは意匠登録の手續に関して参加してきたと同様に本法に基づく手續に参加することを何ら禁じるものではない。

(9) 登録特許代理人又は登録商標代理人は、次に掲げるものを作成したという理由のみにより、1954年事務弁護士法第58条(法的資格を有さない者が報酬を得て一定の証書を作成することを禁じる規定)の違反で有罪となることはない。

(a) 意匠登録出願又は意匠についての権利を譲渡する捺印証書、又は

(b) 長官又は適合裁判所における本法下の手続で使用する書類(捺印証書ではない。)

第89条 2000年著作権及び関連権利法の修正

2000年著作権及び関連権利法は本法により次の通り修正される。

(a) 第31条の次に次の条文を加える。

「第31A条 登録意匠に関する著作権の存続期間

2001年意匠法に基づく登録意匠についての著作権は、同法に基づく意匠登録出願日後25年目と本法に基づく著作権の満了日の何れか早い方の日まで効力を存続する。」

(b) 第79条(2)(a)の「織り方及び材料」の表現を「織り方又は材料」に置き換える。

(c) 第78条(1)(a)の「1927年法」の語を「2001年意匠法」の語に置き換える。

(d) 第78条(2)の「1927年法」の語を「2001年意匠法」の語に置き換える。

(e) 第78条の後に次の条文を加える。

「第78A条 意匠書類とひな形

(1) 芸術作品又は活字書体以外の物のための意匠を記録し若しくは具体化した意匠書類又はひな形についての著作権は、当該意匠に合わせた製品の製造又は当該意匠に合わせて作られた製品の複製によっては侵害されない。

(2) 芸術作品又は活字書体以外の物のための意匠を記録し若しくは具体化した書類又はひな形についての著作権は、(1)に定める製造若しくは複製行為が著作権侵害を構成しない物の公表、映像化、放送又はケーブル番組配給によっては侵害されない。

(3) 本条及び第78B条において、

「意匠」とは、表面装飾を除いて製品の全体又は一部の形状若しくは輪郭(内部か外部かを問わない。)の意匠をいう。

「意匠書類」とは、図面、説明書、写真その他の情報保存媒体の如何を問わず、意匠についての一切の記録をいう。

「製品」とは、工業品又は手工芸品の一切をいい、複合製品に組み立てられることを意図された部品、容器、外装、図記号及び活字書体を含むが、コンピュータ・プログラムは含まない。

「複合製品」とは、交換可能な複数の構成部分から成る製品であって、分解及び再組立が可能なものをいう。

第 78B 条 芸術作品から得られた意匠の利用の効果

(1) 本条は、芸術作品が著作権の所有者によって又はその授権の下に次に掲げる何れかの形で利用される場合に適用される。

(a) 作品の複製としてこの部で取り扱われることとなる製品を工業的方法で製造すること

(b) そのような製品について、アイルランド又はその他で販売活動を行うこと

(2) 前項で述べた製品が最初に市場に出された暦年の末から 25 年が経過した後は、当該芸術作品は如何なる種類の製造においてもまた如何なる種類の製品の製造目的での活動においても複製することができ、そのように製造された製品に関する如何なる行為も当該芸術作品の侵害を構成しない。

(3) 芸術作品の一部のみが(1)に述べる態様で利用される場合、(2)の規定はかかる一部についてのみ適用される。

(4) 大臣は次の事項を規定することができる。

(a) 本条との関係において、製品又は製品の特性が工業的方法で製造されたものとみなされる条件

(b) 大臣が適切と判断する、主として文学的又は芸術的性質を有する製品の本条の適用対象からの除外

(5) 本条において「製品」とは映像フィルムは含まない。」

(f) 第 85 条(2)の「15 年」を「25 年」に置き換える。

(g) 第 79 条(2)の廃止

附則 1(第 4 条) 経過規定

1. 本法施行の日に登録されている意匠は 1927 年から 1958 年までの工業及び商業財産(保護)法に基づく登録を継続することができ、これらの法律は本法施行に拘らず効力を存続する。

2. 本附則との関係で、登録手続に関する本法の規定が施行される前に長官に対してされた 1927 年から 1958 年までの工業及び商業財産(保護)法に基づく意匠登録出願で未だ登録されていないもの(取下若しくは拒絶された出願を除く。)は、本法の施行に拘らず 1927 年から 1958 年までの工業及び商業財産(保護)法に従って処理され、登録された場合は当該登録意匠もそれらの法律の適用を受ける。

3. 2. の規定に拘らず、登録手続に関する本法の規定が施行される前に長官に対してされた 1927 年から 1958 年までの工業及び商業財産(保護)法に基づく意匠登録出願で未だ登録されていないもの(取下若しくは拒絶された出願を除く。)は、その出願人が当該意匠登録は本法の規定に従って決定されるべきことを求める意思の通知を長官に提出するか又はその他長官が当該出願が本法に基づく出願として有効であると認める場合は、本法に基づいて登録することができる。

4. 3.に定める通知は所定の様式で作成し，提出に当たり所定の手数料を納付するものとし，かつ 本法の施行日から6月以内で長官が1927年から1958年までの工業及び商業財産(保護)法に基づく意匠登録を行う前に長官に対してされなければ効力を有さない。
5. 3.に基づき与えられる通知は取り消すことができない。
6. 1927年工業及び商業(保護)法第172条の規定により本法施行の前に特定の意匠についての著作権が存在しなくなっている場合は，かかる著作権は当該意匠について本法の施行後も存在しない。

附則 2(第 4 条) 廃止規定

(1) 年度/法令番号	(2) 法律略称	(3) 廃止範囲
1927 年第 16 号	1927 年工業及び商業財産(保護)法	全規定
1929 年第 13 号	1929 年工業及び商業財産(保護)法(修正)	全規定
1947 年第 45 号	1947 年工業及び商業財産(保護)法(修正)	全規定
1949 年第 32 号	1949 年工業及び商業財産(保護)法(修正)	全規定
1957 年第 13 号	1957 年工業及び商業財産(保護)法(修正)	全規定
1958 年第 21 号	1958 年工業及び商業財産(保護)法(修正)	全規定
1963 年第 10 号	1963 年著作権法	全規定